

指定確認検査機関票

指定確認検査機関票	
この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
指定の番号	秋田県指令建 第 284 号
指定の有効期間	令和5年6月14日から令和10年6月13日まで
機関の名称	株式会社 北日本建築検査機構
主たる事務所の住所	秋田県秋田市檜山川口境13番7号 電話番号 018-884-0071
代表者氏名	代表取締役 國安 恵子
業務区域	秋田県全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第15条に掲げる建築物、建築設備、工作物（法第88条第2項において準用される遊戯施設を除く。）
取り扱う建築物等	(1) すべての建築物 (2) 昇降機及び昇降機以外の建築設備 (3) 工作物
実施する業務の態様	建築基準法第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定検査確認機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定とする。